

深川市税条例の一部改正 及び意見書などを可決

第4回定例会

12月2日
～12月11日

深川市議会は、平成二十六年第四回定例会を、十二月二日から十一日までの十日間開催しました。

今議会では、深川市税条例の一部改正など条例等九件、補正予算七件、陳情三件及び意見書一件などの審議を行いました。

また二日から三日間にわたって一般質問を行い、九人の議員が市政の各般にわたって市長の見解をいただきました。

可決した条例等

◎深川市税条例の一部を改正する条例について (原案可決)

財政収支改善の取り組みの中で、平成二十一年度より固定資産税及び軽自動車税について、超過税率を採用していましたが、財政状況に一定程度の改善が図られたため、二十七年より超過税率を解消し、標準税率に戻すとともに、二十六年三月に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、固定資産税について、現行の税率一・四五%を標準税率である一・四%に、また、軽自動車税については、現在、標準税率の一・二倍としている税率を、地方税法等の一部を改正する法律により改正された標準税率とし、あわせて、グリー

ン化を進める観点から、四輪の車両等について、新規登録から十三年を経過した車両については、平成二十八年より重課の税率を課す改正を行うものです。

◎深川市職員給与条例等の一部を改正する条例について (原案可決)

行財政改革の取り組みとして、平成十六年度から職員の期末勤勉手当に係る役職加算の凍結を実施していますが、近年の厳しい財政状況等を考慮し、さらに一年間継続するものです。

また、一般職員の住居手当について、持ち家は月額七千円を支給していますが、全道各市の支給状況を勘案し、平成二十七年より月額五千円に改定するものです。

◎特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の

条例について (原案可決)

平成二十六年六月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育行政の責任の明確化を図るため、教育委員長と教育長を一本化した責任者として、新たな教育長を置くこととなり、新教育長については、首長が議会の同意を経て、直接任免・罷免を行う特別職となるものです。

このため、特別職の職員の給与に関する条例、深川市特別職報酬等審議会条例及び深川市功労者表彰条例において教育長に関する事項を加え、深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止し、また、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例においては、教育委員長に関する事項を削るものです。

なお、施行時期は、平成二十七年

年四月一日からですが、経過措置として、深川市特別職報酬等審議会条例以外の条例は、二十七年三月三十一日に現に在職する教育長の任期満了の翌日から適用し、その教育長の任期中は改正前の条例を適用するものです。

◎北空知地域いじめ問題対策専門家会議の共同設置について (以上二件、原案可決)

平成二十五年九月に施行された、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことを、いじめによる重大事態が発生した場合に、調査を行うことを目的に、いじめ問題対策専門家会議を設置するものです。

また、同法の規定により、地方公共団体の長の附属機関として、いじめによる重大事態が発生した旨を教育委員会から報告を受けた地方公共団体の長が、当該事態に対処し、同様の事態の発生を防止するため、調査結果を調査する機関として、いじめ問題調査会議を設けるものです。

これら二つの附属機関は、専門的知識及び経験を有する第三者的立場の者の参加により、公平性・中立性の確保が必要とされており、北空知管内にはふさわしい人材の数が限られてくること、年間を通じて頻繁に業務が発生するものではないことなどから、機関の効率的な運営を図るため、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町の北空知四町との共同設置に向け検討を進めてきましたが、それぞれ協議が調ったことから、規約を定め、北空知一市四町で共同設置するものです。

明性を高めるとともに、学校における事務負担の軽減を図るため、本条例を制定するものです。なお、学校給食費の額の設定は、学校給食法に定める経費のうち、保護者が負担すべき経費の範囲内で、規則で定めるものです。

◎北空知圏学校給食組合規約の一部を変更する規約について
(原案可決)

北空知一市四町で組織されている北空知圏学校給食組合において、事務所を現在の深川市学校給食センター内から新しい施設へ移転することから、規約に定める事務所の位置を変更するものです。

◎深川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
(議員提案) (原案可決)

議員の期末手当に係る役職加算の凍結を、平成二十七年六月十七日まで継続するものです。

◎深川市議会委員会条例の一部を改正する条例について
(議員提案) (原案可決)

平成二十六年六月に地方教育

行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、議会の委員会に出席を求める説明員として規定されている教育委員長を、教育長に改正するものです。

可決した補正予算

◎平成二十六年深川市一般会計補正予算(第八号・第七号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市下水道事業特別会計補正予算(第一号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市水道事業会計補正予算(第一号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市病院事業会計補正予算(第二号)
(原案可決)

可決した条例

◎深川市職員給与条例の一部を改正する条例について

◎特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎深川市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
(以上三件、原案可決)

人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたため、本市においても本年度に係る給与の改正を行うもので、一般職員の給与について、官民較差等に基づく給与水準の改定のため、給料表を平均〇・三%引き上げるとともに、通勤手当について所要の改正を行い、平成二十六年四月に遡及し支給するものです。

勤勉手当については、年間で〇・一五月分を引き上げるもので、本年度は、引上げ分を十二ヶ月で調整し、平成二十七年以降は、六ヶ月と十二ヶ月に均等

第二回臨時会
十一月二十五日開催

に再配分するものです。また、市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職員の勤勉手当の支給に準じて同趣旨の改正を行うものです。

◎深川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
(議員提案) (原案可決)

人事院勧告に基づき国家公務員の給与が改正されたため、議員の期末手当について、年間で〇・一五月分を引き上げるもので、本年度は引上げ分を十二ヶ月で調整し、平成二十七年以降は、六ヶ月と十二ヶ月に均等に再配分するものです。

可決した補正予算

◎平成二十六年深川市一般会計補正予算(第四号・第五号)
(原案可決)

◎平成二十六年深川市病院事業会計補正予算(第一号)
(原案可決)